

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会答申第58号（情）

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和3年4月15日付けで行った文書「1. 2020年度の各小中学校の「学年別不登校児童生徒数」「学年別加害児童生徒数」「学年別いじめの認知件数」が分かる文書。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和3年4月28日付け3瀬学教第113号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が令和3年4月15日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和3年4月28日付け3瀬学教第113号で行った公文書一部開示決定の処分について、不開示とされた令和2年12月の「授業日数」の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 処分庁は、令和3年4月28日付け公文書一部開示決定通知書により、令和2年12月の「授業日数」を不開示とした。不開示の理由は、「当該月に新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校が行われた。当該月の授業日数を公表することは臨時休校を実施した学校名の特定につながる。そのことは不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、条例第7条第5号に該当するため。」というものである。

イ 処分庁は、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」と述べるが、なぜ学校名が判明することで、「混乱」が生じるのか、まったく理解に苦しむ。何か月も過去に臨時休校を実施した事実が明らかになることで、どのような「混乱」が発生するのか。また、他市他府県で「混乱」が発生した事実があるのか。問いかけても、処分庁はまったく説明できない。「現在、瀬戸市教育委員会は、学校名を明らかにしていない。」旨、述べるだけである。

ウ 処分庁は、自らの「方針」を合理化するために、条例を捻じ曲げて解釈しているようなものである。条例第7条第5号の適用は不当であり、「授業日数」は開示されるべきである。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 陽性が判明した児童生徒が在籍する学校名を公表しない理由は、個人や学校に対する不特定多数からの誹謗中傷が懸念されること、他の児童生徒も同じ学校という理由で風評被害を受けることが懸念されることである。

- (2) 該当する学校の保護者や濃厚接触者など必要な人には情報を適切に伝えているが、公にすることにより懸念される上記の事態は「不当に市民の間に混乱を生じさせる」ことであり、条例第7条第5号に該当するため、該当部分を不開示とした。

4 審査請求に係る経過

- 令和3年 4月15日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和3年 4月28日 処分庁は審査請求人へ公文書一部開示決定通知書を提出
令和3年 5月14日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和4年 6月22日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和4年 7月19日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和4年 8月17日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和4年11月15日 審査庁から瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
令和5年 1月13日 第1回審査

5 審査会の判断の理由

- (1) 審査請求人は、次のように主張している。
- ア 令和2年12月の授業日数について、開示請求をしたのは令和3年4月であり、4か月以上経過しているため、開示しても何の混乱も生じない。また、情報公開事務の手引にある、未成熟、不確実な情報ではないため、条例第7条第5号には該当しない。
- イ 瀬戸旭看護専門学校は、学生の新型コロナウイルス感染について公表しており、市内機関の対応を統一しておくべきである。
- ウ 市内7校の地域図書館等市民が利用する施設もあり、地域外の人でも利用するため、新型コロナウイルスの感染があった場合は、休校になったことを公表した方が誤解や混乱を招くことがなく合理的である。
- エ 新聞報道では、令和2年6月から12月までの愛知県内の児童生徒感染者数は405人で、休校した学校があるが、令和2年12月は新型コロナウイルス感染者数が増加していたため、公開しても誹謗中傷が懸念されるレベルのものではなかったと考える。
- カ 以上のことから、令和2年12月の授業日数は公開されるべきと考える。
- (2) そこで、本審査会は、不開示とした令和2年12月の授業日数について次のとおり調査し、審査を行った。
- ア 処分庁は、条例第7条第5号を根拠としているが、同号の規定は「市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」であって公にすることにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」「特定の者に不当に利益を与え、若

しくは不利益を及ぼすおそれ」があるものとなっているが、今回不開示にした部分が「審議、検討又は協議に関する情報」に当たるか確認した。

処分庁からは、処分の理由にもあるとおり、風評被害等が一番懸念される事項であり授業日数を開示することで学校が特定されるという理由で開示しなかったという経緯であり、条例第7条第5号中の「市民の間に混乱を生じさせるおそれ」「特定の者に不当に利益を与え」という所を重要視して決めたもので、同号で規定する「市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当することが前提であることを理解していなかったとの回答があった。

なお、学校が特定されると、その後どこの学年の誰が感染したのかという話になり、SNSが発達しているため、情報が混乱するのではないかと考えたため、その当時は条例の規定よりも懸念事項が先になってしまったとの説明があった。

イ 新型コロナウイルスの感染者が出た学校は、そのことを保護者に通知しているかを確認した。また、令和2年12月時点であれば理解できるが、4か月経過しても風評被害等を考慮する必要があったのかについて確認した。

処分庁からは、保護者には感染者が出たこと及び他言しないことを通知をしており、当時の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえると、4か月前のものであったとしても風評被害等のおそれが想定されることから開示しないという対応をしたとの回答があった。

ウ 休校が1校だけであれば別だが、休校の数が増えればどの時点でも風評被害等はある得ないと思われるが、令和2年12月から令和3年4月までに他校での休校は発生していなかったのか確認した。

処分庁からは、12月末に2校休校があり、その後1月、4月と休校があったが数校であったとの回答があった。

なお、令和2年度の状況について、世の中では夏ごろに感染が増加したが、子どもへの感染は広がっておらず、12月末に初めて休校があったため、感染の増加時期が異なり、世の中と感染拡大に関する意識が違っている。また、今であれば何人か感染者が出た場合に休校となるが、12月の段階では、感染者が1人であっても休校になっていたときであり、世の中とは対応の状況も違っていたとの説明があった。

エ 審査請求人は、学生の新型コロナウイルスの感染について公表している瀬戸旭看護専門学校と統一的な扱いをするべきであると述べている。しかし、限定された地区内の児童が通う小学校と様々な地域から生徒が通う瀬戸旭看護専門学校とでは、個人の特定の可能性について違いがある。また、多くの医療従事者が関与する瀬戸旭看護専門学校においては、逆に感染状況に関する情報開示の必要性がある。よって、本件と瀬戸旭看護専門学校との扱いは同一にすべきではない。

オ 以上のことを踏まえると、授業日数は「審議、検討又は協議に関する情報」に該当せず、処分庁が主張する条例第7条第5号は不開示の理由にはならない。

しかし、授業日数を開示することで、例えば、新聞報道、各学校のホームページ等の情報を照合し、新型コロナウイルス感染による休校があったことを推測することは可能である。この場合、1人でも新型コロナウイルスに感染すると休校としていた状況をみると、その1人が特定される可能性があり、それは当該児童生徒の健康に関する情報を開示したことになる。したがって、条例第7条第2号に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」又は「特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、授業日数を不開示としたことは適当であるとの結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。